○農林水産省告示第三千百九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成十四年七月二十四日農林水産省告示第千三百五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格により格付の表示が付された農産物缶詰及び農産物瓶詰については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条から第二十条までの表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格（平成九年三月二十七日農林水産省告示第四百四十六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格により格付の表示が付された水産物缶詰及び水産物瓶詰については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条及び第五条から第九条までの表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ジャム類の日本農林規格（昭和六十三年四月二十日農林水産省告示第五百二十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のジャム類の日本農林規格により格付の表示が付されたジャム類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、マーガリン類の日本農林規格（昭和六十年六月二十二日農林水産省告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のマーガリン類の日本農林規格により格付の表示が付されたマーガリン類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条及び第四条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ショートニングの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十九号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のショートニングの日本農林規格により格付の表示が付されたショートニングについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、精製ラードの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の精製ラードの日本農林規格により格付の表示が付された精製ラードについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条及び第四条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和五十四年十月十二日農林水産省告示第千四百二十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の食用精製加工油脂の日本農林規格により格付の表示が付された食用精製加工油脂については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。